

2021年6月24日

お客様各位

株式会社 佐賀共栄銀行

### 「きょうぎん後見制度支援預金」の取扱開始について

佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、下記のとおり「きょうぎん後見制度支援預金」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

本預金は、後見制度を利用している後見人が、被後見人の財産のうち日常生活に必要な金銭とは別に普段使用しない金銭を管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定して取扱うことで、お客さま（被後見人）の財産を安全かつ適切に管理できる商品です。

当行は、今後もお客さまにご満足いただけるよう、商品・サービスの提供に努めてまいります。

#### 記

#### 1. 取扱開始日

2021年7月12日（月）

#### 2. 商品概要

1. 商 品 名	きょうぎん後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けたお客さま
3. 期 間	期間の定めはありません。
4. 預 金 種 類	普通預金または決済用普通預金（無利息）
5. 口 座 開 設	家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
6. 預 け 入 れ (i) 方 法 (ii) 金 額	(i) 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ※預け入れの都度、「指示書」の提出が必要です。 (ii) 家庭裁判所から交付された「指示書」に記載された金額。 1円以上（1円単位）。預け入れ金額に上限はありません。
7. 払 戻 し (i) 方 法 (ii) 金 額	(i) 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ※払戻しの都度、「指示書」の提出が必要です。 (ii) 家庭裁判所から交付された「指示書」に記載された金額。

<p>8. 手数料</p> <p>(i) 口座開設手数料</p> <p>(ii) 口座管理手数料</p>	<p>(i) 11,000 円 (税込) (初回のみ)</p> <p>(ii) 5,280 円 (税込) (年間)</p> <p>※初年度は契約日の属する月を 1 ヶ月目とし、口座開設した月から月割計算でお支払いいただきます。2 年目以降は毎年 4 月の当行所定の日にお支払いいただきます。</p> <p>※定額自動送金サービスをご利用の場合、当行所定の手数料 (契約料および振込手数料) が別途必要となります。</p>
<p>9. 付加できる特約事項</p>	<p>定額自動送金サービスをご利用いただけます。</p> <p>(家庭裁判所から交付された「指示書」により、日常的に必要な定期定額支払いについて指定される場合に限り取扱いいたします。)</p> <p>※送金額変更の場合も家庭裁判所から交付された「指示書」が必要となります。</p>
<p>10. 契約の終了</p>	<p>預金者からの預金契約の解約のお申し出については、原則として家庭裁判所発行の「指示書」がある場合に限り解約を行います。</p> <p>ただし、以下の事由による解約の場合は、「指示書」によらずに解約を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 後見制度支援預金の残高が定期的な送金額・手数料額に満たない場合</li> <li>➢ 被後見人さまが法定後見制度の適用対象外となった場合</li> </ul> <p>なお、預金規定に定める解約事由に該当する場合 (例：暴力団排除条項) にも預金契約の解除を行うことが想定されます。</p>

以上

【本件に関するお問合せ】  
佐賀共栄銀行事務統括部  
TEL : 0952-22-2244